

鳴門教育大学附属小学校

学校関係者評価報告書

(平成30年度)

平成31年3月

鳴門教育大学附属小学校
学校関係者評価委員会

目次

学校関係者評価委員会が実施した学校評価について	1
I 学校関係者評価結果	3
II 評価項目ごとの評価	5
A. いじめの未然防止・早期発見・早期解決等への取り組みの状況	5
B. 節度ある生活をおくこと・決まりを守ること・礼儀正しく人と接すること等 への取り組みの状況	5
C. 学習指導における幼小中一貫型教育プラン策定に向けた取り組みの状況	6
参考：学校の現況及び目的	8

学校関係者評価委員会が実施した学校評価について

はじめに

本報告書は、保護者、大学教員、その他の学校関係者で構成された学校関係者評価委員会が、附属小学校の教育活動の観察や校長ほかとの意見交換などを通じて、附属小学校の自己評価の結果について評価することを基本に学校関係者評価を実施し、その結果を取りまとめたものである。

1 評価の目的

学校評価は、次の3つを目的として実施するものである。

- ① 学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

2 評価のスケジュール

30年7月	第1回学校関係者評価委員会 ・自己評価にかかる目標及び評価項目について ・自己評価にかかる実施スケジュールについて
9月	保護者参観日の様子を参観
9月	体育大会の様子を参観
11月	オープンスクールの様子を参観
31年3月	第2回学校関係者評価委員会 ・自己評価の結果と改善方策について ・評価委員による評価について
3月	学校関係者評価書の原案作成、評価委員による確認・決定

3 学校関係者評価委員会委員(平成30年3月現在)

笠井 栄作	はぐくみ保護者会会長	
北島 一人	はぐくみ保護者会顧問	
大宮 俊恵	元鳴門教育大学附属小学校校長	
○湯口 雅史	鳴門教育大学准教授	
木下 成三	木下病院院長	○は委員長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 学校関係者評価結果」

「Ⅰ 学校関係者評価結果」では、「Ⅱ 評価項目ごとの評価」において評価項目AからCのすべての評価項目の内容を総合的に判断し、4段階評価で記述している。また、学校の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述している。

(2) 「Ⅱ 評価項目ごとの評価」

「Ⅱ 評価項目ごとの評価」では、評価項目AからCにおいて、当該評価項目が達成されているかどうかの「評価結果」及びその「評価結果の根拠・理由」を記述している。加えて、取組が優れていると判断した場合や、改善の必要がある場合には、それらをそれぞれの評価項目ごとに要約して記述している。

(3) 「参考」

「参考」では、自己評価書に掲載されている「Ⅰ 学校の現況及び目的」を転載している。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、鳴門教育大学に提供するとともに、設置者に提出する。

I 学校関係者評価結果

鳴門教育大学附属小学校の学校関係者評価は、内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

優れている主な点として、次のことが挙げられる。

- いじめの未然防止・早期発見・早期解決のための学校生活調査を行い、迅速かつ適切な対応を行うとともに、児童の実態に応じて丁寧なかかわりをもつことができている。児童を対象に行う学校生活調査は5月から毎月年度を通して9回行い、変化する子どもの生活状況をつぶさに把握しようとしている。さらに、児童1人1人の調査結果を担当が丁寧に点検することで、子どもの小さな変化にも対応できるように実践している。そして、気になる点があると、学年団で共有し、管理職に報告するなど早期解決を図るべく努力している。
- 本年度は月に一度、生活委員会で発案した「いじめ防止にむけての目標」を基盤に、各学年代表で話し合う、代表委員会を開いている。それぞれの学級での課題を発表し合ったり、めあてについての反省、改善点を話し合ったりする機会を設けることにより、児童が主体的に「いじめ防止」について意識を高め合うことができるような機会を設けている。
- このように、学校生活調査の活用では、普段から児童の様子を把握できるように、些細なことでも声をかけたり様子を見たりするとともに、生徒指導の記録を確実に残し、個別指導とあわせて、必要であれば、学年集会を開き学年全体で共有した。また、学年団で共通理解を図ったり、管理職に報告したりするなど、連携して対応にあたった。教職員間では、職員会議で、一ヶ月に一度各教員が「気になる児童」の共通理解を図り、学校全体で、児童の様子を見守り、必要に応じて指導できるようにするための機会を設けた。さらに、スクールカウンセラーとも積極的に情報交換を行っている。
- 規範意識の向上のために、「本校のめざす子どもの姿」にある「よく考える子」「思いやりのある子」を軸に、子どもが次第に規範に対する関心や自覚、秩序を尊重しようとする姿勢や意欲をもてるように様々な方略を練っている。規範意識の醸成に関する基盤として、生徒指導を四つの視点（a 自己決定の場をもつ、b 自己存在感（自尊感情・自己有用感）をもつ、c 人間的ふれあいを大切にする、d 自己管理ができる）を基盤として取り組んだ。

安全な登下校に関して、教職員が指導の連携を図り、児童が、交通ルールを守り、相手の気持ちを考えて、他者に迷惑をかけないマナーを身に付けることができるように指導した。

廊下や階段での安全な通行、トイレの使い方や清掃活動に関しては、昨年度の実践を引き継ぎ、校内で安全に対する意識や行動が、生活全般における安全意識へとつながるように、通行の方法や心構えをその都度確認し、児童の主体的な行動を促した。トイレの使い方や清掃活動指導については、感謝の気持ちや、次に使う人へ思いやりの気持ちをもって、トイレを使ったり清掃活動に取り組んだりすることができるように、積極的な教員のかかわりが見られた。
- 幼小中一貫型プラン策定に向けた取り組みにおいては、本年度は特に「いじめ防止」に焦点化し、附属4校園、大学との連携を強化している。そこでは、4校園が集まり、普段の取り組みを気軽に話し合うことができる機会を増やした。また、幼稚園・中学校のケースを話し合ったり、情報を共有することで、幼小中の円滑な接続を図ろうとしている。

改善（さらなる取り組み）を期待する点としては、

- 機能的ないじめ対策委員会をめざして、これまで以上に教職員間で情報を共有する機会を設ける必要がある。また、いじめ対策組織の在り方やいじめ対策の方針等について、手紙や HP 等で周知徹底していくことで、教職員と保護者との連携も深まると考える。
- 丁寧な指導は行っているが、徹底が図られていないバスや汽車の待ち方、バス乗車指導等について、さらなる指導の見直しを期待したい。
- トイレの使い方、廊下や階段の通行の仕方の指導の継続に加えて、挨拶の励行の取り組みを行っていただきたい。このことには、保護者との連携（持ち物や登下校、挨拶など）が必要であると考えます。
- 幼小中一貫型プラン（いじめ防止への取り組み）は、ケース会議においては、4校園の学校行事と大学から来ていただける先生方の調整を行うのが難しいことがあり、実習などの忙しい時期に回が開かれることもあったようである。この日程の調節を円滑に行い、次年度からは、各校園よりももう少し、参加する教員が増えることを望む。

○ 「学校関係者評価結果」は、次の4通りで判断している（「Ⅱ評価項目ごとの評価」の判断も同じ）。

- A： 十分達成されている
- B： 達成されている
- C： 取り組まれているが、成果が十分でない
- D： 取組が不十分である

○ 上記のほか、「学校関係者評価結果」として、評価項目のなかから抽出した「優れた点」、「改善を要する点」を要約して記述する。なお、「優れた点」、「改善を要する点」を要約するに当たっては、当該学校の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述する。

II 評価項目ごとの評価

評価項目A【いじめへの対応】

いじめの未然防止・早期発見・早期解決への取り組みの状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

(評価結果の根拠・理由)

今年度は、学校生活調査は、調査回数を増やすことにより、学校生活のみならず、種々の不安や悩みについて児童から教師側に相談しやすくなっている。実施回数、実施時期についても昨年度より改善を図っており、児童が安心してアンケートに回答することができるようになった。そのため、以前にも増して児童から情報を得ることができ、教師側から不安や悩みを抱えている児童に働きかけたり、頑張っている児童に賞賛・激励する声かけをしたりする機会が増えたようである。さらに、教職員間での共通理解やカウンセラーとの連携を図るきっかけとなっている。児童に面接した内容をアンケートに記載することで管理職への報告も容易となり、次年度に残す記録としても効果的である。さらに、「気になる児童」を教職員で共通理解を図ることにより、児童の心の機微に気付きやすくすることができた。加えて、一人の担任によるかかえこみの防止につながり、学校全体で児童を見守り育もうとする意識が高まっている。このような取り組みは、他校のモデルとなる大変よい取り組みであり、来年度も継続、発展することを望む。

評価項目B【規範意識向上】

節度ある生活をおくること・決まりを守ること・礼儀正しく人と接すること等への取り組みの状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B+ 達成されている」と判断する。

(評価結果の根拠・理由)

規範意識の向上のために、児童の生活全般にわたって、きめ細やかな指導を行っている。下にいくつかの優れていると判断した内容を示す。

- 年度当初にバス・汽車通学者を集めて指導することは、学年を超えた仲間意識の醸成につながり、登下校時に困ったときなどは、互いに助け合い、豊かな人間性の育成につながっている。
- トイレのスリッパのチェックシートを昨年度に引き続き掲示し、確認することにより、子どもが自主的にスリッパを並べるようになった。
- 掃除を静かにすることの良さを学年に応じて指導したり、放送をいれたりすることにより、学校全体で大変静かに掃除ができるようになってきている。
- 下校指導の結果や生活面で気になったことやよいことを、職員会議やポータルミラ임で共有することにより、子どもへの即時指導へとつながっている。

評価項目C【小中の連携】

学習指導における幼小中一貫型教育プランの策定に向けた取り組みの状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

(評価結果の根拠・理由)

今年度は、「いじめ防止」の観点から、4校園さらには、大学との連携強化に取り組んだ。

① 附属学校園いじめ防止対策ワーキンググループ会議

会議では、それぞれの学校のいじめ防止基本方針やいじめアンケートの情報交換を行った。また、いじめ防止のための学校の取り組みや、授業を紹介し合った。また、スクールカウンセラーの竹口先生、鳴門教育大学の阿形教授よりアドバイスをいただき、大学との連携を図っている。いた。

② 附属学校園いじめ問題等ケース会議

小学校でのケース会議では、小学校の全教員と他の校園から担当者が参加し協議を行った。また、他の校園のケース会議では、小学校より、主に安田校長、富田主幹が参加した。

中学校のケース会議では、小学校より進学した生徒のケースもあり、小学校のときの様子を話したり、小学校のときの対応を伝えたりすることにより、よりよい解決策（対応策）について考えを深めることができたようである。また、本年最終のケース会議において、来年度、小学校から中学校に進学する児童についての情報交換会を行った。6年生の担任が、クラスごとに分かれて気になる（配慮を要する）児童についてのケースを話し合った。これまで、進学児童の引き継ぎは行っていたが、各グループ（学年）に分かれて、時間をとって協議を行うことで、これからの対応について理解を深めることができた。

このような、連携の型は生徒指導担当、管理職の間ではよく行われているが、全教員がこの取り組みに参加する形態はあまり行われていないように思う。大変良い、他地域のモデルケースになる取り組みであることから、継続しててほしい。

【参考】

学校の現況及び目的

1 現況

- (1) 学校名 鳴門教育大学附属小学校
- (2) 所在地 徳島市南前川町1丁目1番地
- (3) 学級等の構成 1学年 3学級 6学年 18学級
- (4) 児童数及び教員数(平成30年5月1日現在)
児童数 590人 教員数 27人(正規教員)

2 目的

(1) 目的・使命

本校の目的は、附属小学校校則第1条において「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施するとともに、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における児童の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする」と定めており、本校は義務教育を行う任務とともに、教員養成大学の附属小学校として、次のような使命をもった学校である。

- ① 大学と一体となって、教育の理論及び実践に関する科学研究を行う研究学校としての使命
- ② 地域の教育課題の解明、参観者への指導・助言、文部科学省・県教委・地教委等からの要請による教員派遣など、教育界の発展に寄与する使命
- ③ 鳴門教育大学の学部学生及び大学院生の教育実習等を行う使命

(2) 教育目標

本校は、校則第1条に示されている小学校教育の目的の達成のため、次のような学校教育目標を掲げている。

知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主性、協力性、創造性、及び豊かな人間性をそなえ、社会の発展に寄与する態度をもって児童を育成する。

(3) めざす子ども像

本校は、学校教育目標に基づき、次のように「めざす子ども像」を明確に示している。

- 思いやりある子ども
- たくましく生きる子ども
- よく考える子ども

(4) 平成30年度重点目標

鳴門教育大学との連携を密にし、中期目標・中期計画・本年度計画等の実現に努めながら、次の3点から教育目標の具現化を図る。

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期解決への取り組み
- ② 児童の規範意識向上への取り組み
- ③ 小中連携の取り組み

(5) 評価項目

上記重点目標と前年度自己評価を鑑み、次の3点の評価項目について自己評価を行う。

- A いじめの未然防止・早期発見・早期解決等への取り組みの状況
- B 節度ある生活をおくること・決まりを守ること・礼儀正しく人と接すること等への取り組みの状況
- C 学習指導における幼小中一貫型教育プラン策定に向けた取り組みの状況